

のぞみ福祉会における吹田市障害者等相談支援事業・吹田市障害者等地域活動支援センター機能強化事業の受託終了について

のぞみ福祉会では吹田市より委託を受け、平成 12 年度から精神障害者地域生活支援事業をシードにおいて実施し、平成 18 年度からはシードで吹田市障害者等相談支援事業(以後「委託相談支援事業」)と吹田市障害者等地域活動支援センター機能強化事業(以後「地域活動支援センター I 型事業」)、今年度はムスカリにおいても委託相談支援事業を実施してきました。

委託相談支援事業は、障がいを持ちながらも地域で暮らすなかで、起こりうる様々な生活のしづらさや困りごとについて気軽に相談でき、それにより勇気と安心を得て、時には必要なサービスとつながることができる場ではなくてはなりません。しかし、このたび吹田市より「新たな高齢者・障がい者相談支援体制の整備」が打ち出され、その内容を見ると、表 1 にある通り、私たちが大事にしてきた「精神障がい者のくらしに寄り添った相談支援」の観点が欠けたものになっております。

表 1 のぞみ福祉会が考える「新しい障がい者相談支援体制」(吹田市)の課題

吹田市が進める相談支援体制	課題
市役所を含む 4 つの市直営相談センターを廃止、市ケースワーカーを引き上げ、民間に委託。	相談は福祉の最前線。また、市民とふれあい、各々の事情を理解できる場所。福祉サービス提供の主体者として、その場所で市は存在し続ける義務とそこから情報を得て施策に反映させる姿勢が必要。
市ケースワーカーの撤退後、市は委託した民間事業者のスーパーバイザーとなる。	相談という福祉サービスの最前線から撤収し、情報や専門性を養う場を失った状態でスーパーバイザーはできない。
新しい委託相談事業所(6 か所)への 1 か所あたりの人員配置は常勤換算 2.5 人とする。	これまでの市の各センターはセンター長を含めて 4~5 名体制。市役所とセンターの 4 か所に加え、シードのような民間委託事業所 5 か所で連携をして、吹田市の相談支援体制を構築していた。結果として 9 か所で行っていた業務を 6 か所×2.5 名に減らしている。あまりにも人員が少なすぎる。
市内を 6 区画に分け、相談者はそれぞれの住所を管轄する委託相談事業所でしか相談ができない。	障がい当事者にとっては距離的アクセス以上に、情緒的アクセスへの配慮が大切。障がいによる困りごと相談をするには、勇気と準備が必要。本人が気軽さを感じる場所でないとは相談ができない。
市内 6 か所の新たな委託相談事業所には、相談支援だけでなく、障害者手帳の交付、障害支援区分の認定調査など、多くの事務も行う。	担う役割の中で事務作業の割合があまりにも多く、本来の相談支援や当事者のリカバリーのためのケースワーク業務への時間が取れない。

私たちは、吹田市が考える新たな相談支援体制の重大な課題を発信し、吹田市に対して検討を依頼してまいりました。しかし、構想発表以来 1 年以上に及ぶ話し合いの中でも、私たちの意見は反映されることはなく、平成 31 年 4 月より「新たな高齢者・障がい者相談支援体制の整備」が実施されることになりました。私たちはやむなく、委託相談支援事業と地域活動支援センター I 型事業(地域活動支援センター I 型事業は委託相談支援事業と併設でなくては受託できません)の活動を平成 30 年度で終了する判断をいたしました。

この判断に至るまで、私たちは法人内で繰り返し議論をいたしました。その議論の中心は、このま

ちで暮らす精神障がい者のために必要な相談支援とは何か、それを実現するシステムとは本来どういったものかについてです。私たちは、精神障がい者の暮らしに寄り添えない相談支援体制に、貴重な人材と労力を掛けるのではなく、旧無認可作業所以来、のぞみ福祉会 35 年の活動の中で、利用者や利用者家族、関係機関のみなさま、多くの市民のみなさまと積み上げた経験と精神障がい福祉への専門性、ノウハウ、ネットワークを活かし、平成 31 年度からは吹田市の委託を受けずに独自の支援活動（表 2）を展開していくことに力を注いでいく決意をいたしました。

私たちの決断については、さまざまな意見があることは承知しております。どうか、皆さまには、ここに至るまでの過程について、ご理解いただき、これからののぞみ福祉会の活動にこれまで以上のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

表 2 のぞみ福祉会の強みと、これからの活動

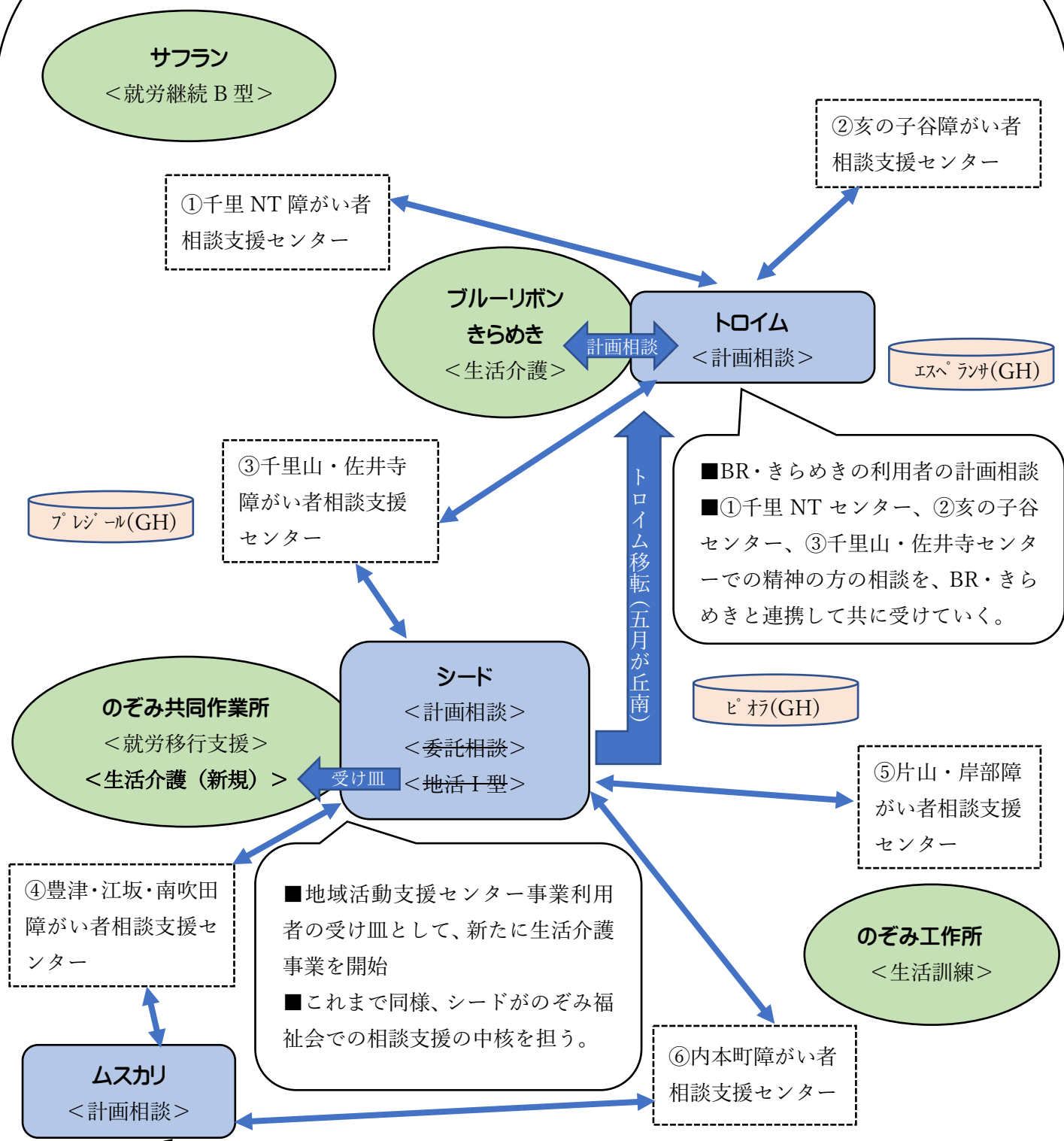
のぞみ福祉会の強み	これからの活動
全職員に対する有資格者の職員や、キャリアの豊富な職員が占める割合が高い。	<p>計画相談支援事業を増設し、職員の専門性を活かして、障がい当事者が必要なサービスを適切に利用できるための支援を展開します。</p> <p>職員の相談力をさらに高め、計画相談支援事業所だけでなく就労移行支援や生活介護などの中活動事業所においても、事業利用以外のさまざまな相談に対応する相談機能を備えます。</p>
多様な福祉サービスを展開している。	<p>・ 4 種類の日中活動を 5 か所の事業所で展開し、それぞれが専門性とノウハウを蓄積しています。それによって、障がい当事者の希望をもとにサービスを選ぶ機会を保障します。</p> <p>①就労移行支援事業（生活介護を併設）            ②生活訓練事業            ③就労継続 B 型事業            ④生活介護事業</p> <p>・ グループホーム事業により障がい当事者に居住の場も提供し、暮らしを多方面から支えます。</p> <p>・ 3 か所の計画相談支援事業所が、上記のサービスを有機的につなぎます。</p>
様々な社会資源と確かな関係を備える。	吹田市中で活動する当事者家族会、当事者団体、ボランティア団体、地区福祉委員会などと常に協働し、それぞれの魅力を利用者の支援に活かします。

## 吹田市の「新しい障がい者相談支援体制」受け入れの是非についての検討過程

市が示した内容を精査し、受け入れの是非を検討する中で感じた違和感は、市は障がい者の相談を「取り次ぎ業務」の枠内で発想していることにあります。のぞみの考える相談とは、他の障がい分野に対して、利用できる福祉サービスが少ない精神障害分野において、当事者本人を勇気づけ、社会資源をつなぎ、不足する福祉サービスを補い、創り出すための大切な手段です。市の考える「相談」を受け入れることは、のぞみの理念から外れた事業を抱えることとなります。

新しい障がい者相談支援体制の要点	のぞみ福祉会が応募しなかった理由	応募した場合のシュミレーション
<p>バリアフリーに対応した設備と立地を備えた事業所であることが委託の条件</p>	<p>条件に合った新しい場所を探し、建物と設備に投資することは、財政的に難しい</p>	<p><b>想定①</b>                      財産を切り崩すか、融資を受けての事業開始。                      （しかし、委託事業なので委託費から補てんや返済はできない。）</p>
<p>市内を6分割してセンターを配置                      利用者は住所地を管轄するセンターでのみ受付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内、すべての精神障がい者を対象にしたい。</li> <li>・地域を限定せず、相談支援を通して、吹田市全体のまちづくりに取り組みたい。</li> </ul>	<p><b>想定①</b>                      現在の利用者のうち、管轄区域外の利用者への支援を中止。地域活動も、管轄区域以外には行わない。</p>
<p>予算対象は職員2.5人分のみ                       ベテラン1名（管理・直接支援）、若手1名（直接支援）、パート1名（電話受付）を想定</p>	<p>以下の理由で、想定される人員が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談には以下の場面がある。</li> </ul> <p>① 電話相談、②来所相談、③地域への訪問支援、④相談後の生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5つの活動は同時進行的に行われ、優先順位はない。人が足りないからと後回しにするケースをつくりたくない。</li> <li>・2.5人は突発的な状況への対応を想定していない。</li> <li>・職員の交代が効かず、有給休暇や振替休暇も取れない。</li> <li>・キャリアがあり、高い専門性を持つ職員を配置できない。</li> </ul>	<p><b>想定①</b>                      法人が人件費を委託費以外で自己負担して、必要な人員を配置し、本来の相談支援を行う</p> <p><b>想定②</b>                      必要な人員を配置せず、また、キャリアの浅い職員でコストを抑えることで、委託費の中で、できる範囲の業務をする。                      （本来の相談支援ではなく、「受付対応」「手続き対応」的な処理をしてコストを下げる）</p>
<p>困りごと相談以外に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市のサービスの受付業務とそれに伴う事務</li> <li>・障がい支援区分の認定調査とそれに伴う事務</li> <li>・市が管轄する障害福祉事業者間の連絡調整業務を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の本来の目的とは関わりのない事務に、人員と時間、労力を費やす余裕はない</li> </ul>	<p><b>想定①</b>                      職員が相談支援に専念できるように、専ら事務を担当する人員を、法人が委託費以外で自己負担して配置する。</p> <p><b>想定②</b>                      職員一人ひとりの業務量を増やして対応する</p> <p><b>想定③</b>                      職員一人ひとりの相談支援に費やす時間を減らし、事務に対応させる</p>

# 2019 年度以降の体制 <社会福祉法人のぞみ福祉会>



■BR・きらめきの利用者の計画相談  
 ■①千里 NT センター、②亥の子谷センター、③千里山・佐井寺センターでの精神の方の相談を、BR・きらめきと連携して共に受けていく。

■地域活動支援センター事業利用者の受け皿として、新たに生活介護事業を開始  
 ■これまで同様、シードがのぞみ福祉会での相談支援の中核を担う。

■④豊津・江坂・南吹田センター、⑥内本町センターの委託相談との関係を構築  
 ■のぞみ工作所と連携し、精神の方の相談を受けていく。

★のぞみ福祉会の各事業所が連携して、吹田市内のどこにお住まいでも、精神障がいのある方の相談、支援を行っていただける態勢の実現を目指す。  
 ★新たな委託相談事業所との関係を構築しながら、本来あるべき吹田市における相談支援体制を各方面に示していく。

# 事業計画書

## 平成31年度 指定就労移行支援事業所 指定就労定着支援事業所 のぞみ共同作業所

### 1. 事業運営基本方針

- (1)利用者が事業所の利用を通じて自信を深め、希望する職業に就き、働き続けられるよう支援する。
- (2)地域住民と積極的に交流し、地域にとって必要な就労移行支援事業所を目指す。

### 2. 今年度事業目標

- (1)生産活動やプログラム等、事業所の支援を通して、利用者が自分自身を理解し、長所を活かして働き続けることができるよう支援する。
- (2)利用者が、自身の生活状況を振り返り、就業生活の基礎となる生活リズムの安定を始めとした健康管理の力を高められるよう支援する。
- (3)利用者が雇用先企業に受け入れられるよう企業への支援を行う。
- (4)関係機関や地域住民からのニーズを広く取り入れるとともに、事業所や法人全体の活動について積極的に発信する。

### 3. 事業内容

- (1)就労移行支援事業を地域に定着させるために

相談支援事業所、地域のクリニック、法人内の他事業所等、関係機関を定期的に訪問し、他機関のスタッフ、利用者と積極的に交流しながら地域からのニーズを把握するよう努める。また、事業説明会等を開催し、広く地域の方々に事業を知っていただく機会とする。今すぐではなくても、それぞれの方が必要なときにのぞみ共同作業所の就労移行支援事業を思い出してもらえよう、継続して事業の取り組みを発信していく。

- (2)就労に向けての支援

利用者の将来の希望を把握し、その実現のための具体的な目標を利用者とともに考える。すでに就労している方々の話を聞く機会や、地域の企業を見学する機会を設け、利用者が就労後のイメージを具体的に持てるようにする。訓練によって身につけられた知識や能力を実践する場として、職場実習の機会を提供する。就労支援員、生活支援員、職業指導員それぞれの視点で利用者をアセスメントし、互いに確認しながら支援を進める。

#### ○生活支援

医療機関や家族等と連携し、利用者の生活状況や障がいの特性、精神科以外の症状等について把握した上で必要な支援を提供する。将来働き続けるために今どのような日常生活を送ればよいか、利用者とともに考える。利用者が本来持っている力を発揮するために、体調の変化や不調のサインを利用者自身が把握し、自ら対処や予防ができるよう支援する。

#### ○職業生活やコミュニケーション

ビジネスマナー講座や SST などの講座を提供し、利用者が職業生活を続ける上で必要な知識や技術を習得できるよう支援する。生産活動については様々な方法で提供し、アセスメントの機会として活用する。生産活動を担当する職員によるミーティングの場を定期的に持ち、生産活動の内容やそれぞれの利用者の状況について振り返る機会とする。

#### ○求職活動への支援

職歴や訓練成果を振り返り、利用者が将来希望する生活や就きたい職業を具体的に描けるよう働きかける。自分に適した職業を選び、就労意欲を企業に伝え採用に結びつけられるよう支援する。事業の利用を通して、自分の特長や得意分野、健康管理に必要な情報、企業に求める配慮など働く上で必要な事項を見出し、企業に伝えられるよう支援する。

#### (3)就労後の支援

企業に対し利用者の適性や特性を伝えたり、また企業内で利用者への支援を行うなどして、利用者の雇用がスムーズに継続されるよう支援する。

#### (4)就労定着支援

就労後 6 ヶ月以上経過した利用者に対し、雇用した企業や医療機関、他の障害福祉サービス事業所等と連携し、利用者の就労が継続するよう支援する。利用者から働く上での希望や不安について相談を受けた際には、企業との調整を行い、社会の中で働く喜びを実感しながら長く働けるよう支援する。利用者が離職する場合には、利用者の希望に沿って相談支援事業所等と連携しながら支援を提供する。

#### (5)職員の資質向上

多様な障がいに対応して適切な支援を提供できるよう、また福祉従事者として求められる資質を備え高められるよう、法人内外の研修に参加する。

### 4. 営業日、日課、年間予定

#### (1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間

営業日：月曜日から金曜日及び毎月第 2 土曜日の 9 時 00 分～18 時 00 分までとする。

休日：日曜日と第 2 土曜日以外の土曜日。その他、5 月 3 日～5 日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日。

サービス提供時間：営業日の 9 時 00 分～16 時 30 分

(就労定着支援は 18 時 00 分まで)

#### (2)日課

9:00 朝礼・清掃 9:30 訓練①開始 12:00 昼休み 13:00 訓練②開始

14:30 訓練③開始 16:00 振り返り 16:30 終業

#### (3)年間予定

就労移行支援事業連絡会(月 1 回)、企業見学(年 2 回以上)、防災訓練(年 2 回)、障害者施設歯科健診(年 1 回)、就職者を祝う会(年 1 回)、就労移行事業説明会(年 4 回)

# 事業計画書

平成31年度 指定生活介護事業所 のぞみ共同作業所

## 1. 事業運営基本方針

- (1)様々な方法で社会参加の機会を提供し、利用者の望む地域生活を実現できるよう努める。
- (2)地域との結びつきを重視し、行政、福祉、医療関係者との連携を図りながら誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

## 2. 今年度事業目標

- (1)地域の相談窓口としての役割を意識し、医療機関や他の相談支援機関との連携を深める。
- (2)利用者が多くの人と出会い、生活の中に希望や楽しみを見つけることができるよう、多種多様なプログラム活動を提供する。

## 3. 事業内容

### (1)相談支援

地域の相談窓口として、障がいを持つ人が抱える様々な問題について相談に応じ、解決に向けた助言や支援を行う。必要に応じて適切な機関へつなぐ。

利用者の将来の希望や地域での生活について、寄り添いながらじっくりと聞かせてもらい、希望する生活の実現に向けて利用者とともに考える。

### (2)プログラム活動

福祉サービスの入り口としての役割を担うことを意識し、内容や開催時間等を工夫することで、まずは利用者が安心して参加できるプログラム活動を実施する。利用者の希望を取り入れながらスポーツや創作活動等プログラム内容の充実を図り、利用者の日常生活に彩りを持たせることを目指す。

各種プログラム活動を通じ、利用者同士が良好な関係を作ることができるよう支援する。特に人との関わりが苦手な利用者や自信がない利用者を対象に少人数グループでの活動を実施し、人とゆるやかに関わる機会を提供する。

### (3)地域交流活動

地域住民の障がいに対する理解を深めるため、事業所内にとどまらずお祭りや公民館での講座など、地域の活動に積極的に参加する。また、地域に向けての障がい者福祉に関する啓発イベントの企画に協力する。

実習生、見学者を積極的に受け入れ、事業所の活動内容を広く知ってもらう機会とする。さらに、利用者が地域のボランティア活動に参加することを促し、活動を支援する。

創作活動プログラムの作品を地域住民に向けて発表する場を持つことで、利用者の意欲向上につなげる。

### (4)情報提供

機関紙「シード便り」や施設内掲示板を活用し、利用者やその家族に必要な情報を提供する。また個別に声かけも行き周知に努める。

#### 4. 営業日、日課、年間予定

##### (1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間

営業日：月曜日から金曜日及び毎月第2土曜日の9時00分～18時00分までとする。

休日：日曜日と第2土曜日以外の土曜日。その他、5月3日～5日、8月13日～15日、12月29日～1月3日。

サービス提供時間：営業日の9時00分～16時30分

##### (2)月間予定

調理(月8回)、創作(月4回)、フリースペース(月4回)、グループワークホワイト(月4回)、グループワークスタディ(月2回)、パソコンサロン(月4回)、ヨガ教室(月2回)、街かど探検隊(月1回)、ピンポン(月1回)、ボッチャ(月1回)、発送作業(月1回)、ピアカウンセリング本人(月1回)、ピアカウンセリング家族(月1回)、資源回収(月1回)、アムールサロン(月1回)、看護師さんを囲んで(月1回)

##### (3)年間予定

もちつき大会(2月予定)、シード作品展(4月、10月予定)、流しそうめん大会(7月予定)、手話教室(5月・8月・11月・2月)、藤白台まつり夜店(8月予定)、防災訓練(7月、1月予定)、バザー(年2回)、誕生日会(年4回)、生活介護連絡会(偶数月)、ボランティア交流会(奇数月)



# 事業計画書

## 平成31年度 指定自立訓練(生活訓練)事業所 のぞみ工作所

### 1. 事業運営における基本姿勢(地域におけるのぞみ工作所の価値を高めるために)

- (1)生活訓練とは、利用者が自らの力をアセスメントし、そこから将来の理想の生活を見つけるための、時間と社会を提供する事業であることを意識して運営する。
- (2)プログラムを定型化せず、利用者の目標と課題に合わせた多様な生活訓練を実践する。
- (3)職員一人ひとりの相談機能の向上を図り、生活訓練事業所である前に、地域における福祉の相談窓口としての役割を果たす。
- (4)利用者だけでなく、事業所を通して多くの人に関わり合い、リカバリーを感じられる場所になれるように、人と人を繋ぐ場としての機能を高める。
- (5)様々な社会資源との連携を事業所の価値を発信する機会と捉え、積極的に連携をする。

### 2. 利用者への支援における基本姿勢(職員としての価値を高めるための取り組み)

- (1)利用者の希望と、生活に根差した支援を提供する  
利用者が事業所の中で経験するすべての事柄が、現在の生活に役立ち、将来においても支えになっているか、常にプログラムや支援姿勢を問い直す機会を持つ。
- (2)利用者だけに変化を求めない。利用者から学び、自らも成長する  
利用者の思いに共感する姿勢を忘れず、利用者と同じ目線に立って、それぞれが望んでいる将来を見つめられているか、問い直す機会を持つ。
- (3)利用者それぞれの「将来」のために「今」必要な生活訓練を提供する  
利用年限の意味を利用者とともに考える。そして、将来のために今、必要な事業の利用方法を利用者とともに見つけ、実践できているかを常に問い直す機会を持つ。

### 3. 具体的達成目標(のぞみ工作所における生活訓練の具体的な取り組みと目標)

- (1)利用者一人ひとりがリカバリーを感じられる社会を提供する
  - ①社会で暮らす不安を、社会で暮らすことへの期待に変える  
利用者が事業所の中で、自らの力を活かした役割を得て、社会の中で自己肯定感と自己有用感を得られるように支援する。それを通して、人と人が支え合うという社会の仕組みを実感し、そこに参加して暮らすことに魅力を感じられるように支援する。
  - (2)体験ができる機会と、体験を経験に変えられる環境を提供する
    - ①一緒に生活し、体験を共有しながら、一緒に気づく  
生活技術や作業能力の向上を第一義の目的とせず、利用者が自らの可能性を知ることが最優先目標にする。そのために、利用者と「人と関わり合う生活」を共にし、その中で自然に繰り返される様々な成功やつまずきを共有し、それら一つひとつを一緒に振り返る。
    - ②事業を利用したからこそ出会える体験からの気づきに寄り添う

利用者がこれまでの生活では得られなかった、様々な生活の楽しみに出会える機会を提供する。そのために、市外の様々な場所を訪れる外出プログラムや多彩な文化活動、自主製品やリコーダーなどの発表の機会、軽スポーツプログラム、地域の開催される様々な行事をプログラムに取り込み、有効に利用する。

### (3) 家族のリハビリを応援する

事業を利用する中で本来の力と希望を取り戻す利用者を通して、家族自身もリハビリしていくことを目指す。

#### ① 細やかな電話連絡、自宅への訪問

利用者がどのような生活訓練に取り組み、どういった体験を通して、何を得ているのかを適切に発信し、家族の希望につなげる。

#### ② 事業所活動への参加を呼び掛ける

家族懇談会や連絡会、オープンプログラム、リコーダーステージなどへの参加を声掛けし、事業所の様子を理解するとともに、家族同士のピア活動の機会とする。

### (4) 地域における生活訓練の二ードを広げる

医療機関、相談支援事業所を対象にした出張説明会や、誰もが気軽に事業所を体験できるオープンプログラムを実施する。また、関係機関と連携する場面を、のぞみ工作所の実践についての理解を深める機会としても意識する。

### (5) 地域にとけ込み、活かされ、地域の力を支援に活かす

#### ① 地域での役割を確立する

これまでの活動で自治会や商店街の一員として存在を認められ、それらの組織活動での役割も得た。今後は、事業所が、この地域で暮らす様々な方が関わり、つながり、リハビリしていく場として地域に認識され、それを期待されることを目指す。

#### ② 地域の持つ力を開発し、支援に活かす

事業所という社会を利用者と職員だけで完結させないために、自治会や地区福祉委員会、ボランティアによるマンパワーを活かしたプログラムを展開する。

## 4. 営業日、日課、年間予定ほか

営業日、 時間、休日	原則 月曜日の9時00分～18時00分 原則 土、日、祝日、8月13日～16日、12月29日～1月4日						
サービス 提供時間 日課	<table border="1"> <tr> <td>9:30 ～ 生活技術・作業プログラム</td> <td>14:00 ～ 文化活動・学習・ 軽スポーツ</td> </tr> <tr> <td>12:00 ～ 昼食会・休憩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13:00 ～ 勉強会</td> <td>15:00 ～ 個別支援プログラム</td> </tr> </table>	9:30 ～ 生活技術・作業プログラム	14:00 ～ 文化活動・学習・ 軽スポーツ	12:00 ～ 昼食会・休憩		13:00 ～ 勉強会	15:00 ～ 個別支援プログラム
9:30 ～ 生活技術・作業プログラム	14:00 ～ 文化活動・学習・ 軽スポーツ						
12:00 ～ 昼食会・休憩							
13:00 ～ 勉強会	15:00 ～ 個別支援プログラム						
年間予定	外出プログラム(毎月1回)、連絡会(毎月1回)、実習生受け入れ(年1回)、障がい者施設歯科健診(10月)、防災訓練(年3回)、第三者委員との懇談会(年1回)、地域行事への参加(随時)						

# 事業計画書

平成31年度 指定生活介護事業所 ブルーリボン・きらめき

## 1. 事業運営基本計画

- (1)利用者が、ブルーリボンきらめきに安心して居続けることができ、お互いが尊重し合い、それぞれの生き方を選べるような場と活動を提供する。
- (2)事業所や地域の中での活動を通して地域交流や地域発展を活性化させていくとともに、事業所が地域の中で担っている役割を意識しながら、利用者が地域の一員であることを感じることができる支援を提供する。
- (3)利用者が抱える生活のしづらさを、利用者本人や家族の努力だけでなく、地域社会や行政と協働した体制で支える仕組みを構築し、地域社会において利用者が持つ本来の力が発揮できるような支援を目指す。
- (4)相談支援事業所等との連携や協働を密にし、制度に繋がっていない当事者の利用促進に努める。

## 2. 生活介護事業としての支援目標

- (1)全ての活動において、ストレングスの視点を持ちながら利用者のニーズを確認し、利用者の持つ可能性を引き出していける支援を行い、ニーズに合わせて新たな活動を構築する。
- (2)生産活動や創作的活動を通して利用者がお互いの個性を尊重しあい、達成感や充実感を得ることで、地域で生活する意欲が増進するよう支援する。
- (3)利用者が利用者自身の生き方について語りあい、また自分の思いを表現できる場を提供することで、利用者の自己肯定感を高めていくことができるような支援を行う。
- (4)生活面において利用者が抱える悩みを気軽に相談できる環境を整備し、生活上の背景や環境との関係にも着目した相談支援を行う。
- (5)精神保健福祉の現状を地域に発信し、情報を交換できるような地域交流事業を行う中で、利用者の生活を支える基盤の構築を地域に働きかける。また地区福祉委員やインフォーマルな資源を活用し、利用者と地域の距離を一層縮めることができるように支援を行う。
- (6)長期入院者の受け入れなど、制度に繋がっていない当事者の利用の受け入れを積極的にを行うため、ブルーリボンきらめきの魅力を、様々な形で発信する。

## 3. 各事業所それぞれの支援

### (1)ブルーリボンで行う支援

#### ○地域との関わり

すべてのブルーリボンの活動を市民と協働した活動にし、人とのつながりを実感できることで利用者の地域生活の向上へとつなげていく。また、利用者の活動を地域に発信するとともに、利用者が地域の一員であることという認識を広げていくために、利用者が様々な

場面で前面に立つような活動を行う。

○生産活動・創作活動

利用者のニーズに寄り添いながら、生産活動や創作活動を通して、利用者がこれまで経験できなかったことを経験できたと実感することで自己肯定感を生み出し、生きる意欲や活動意欲につながるように支援する。

○ミーティング

自分の思いを表現できる場、そしてブルーリボンの活動は利用者を作るという雰囲気事業所内で作るため、ブルーリボン利用者ミーティングの役割を一層強化していく。

(2)きらめきで行う支援

○サロンを通しての支援

互いを認め合い、安心して過ごすことのできる居場所として、サロンの提供を行う。その中で利用者のニーズをくみ取り、そのニーズからプログラムやグループワークなどの新たな活動を構築し、その活動を通して利用者の自信が回復されるような支援を行う。

○地域に開かれたきらめきを目指す

きらめきがどのような場所なのか、その魅力も含め、関係機関や地域住民、五月が丘福祉委員との連携を強化することで発信し、きらめきが開かれた事業所に变化していくように努める。そのことで新規の利用者の確保を目指し、利用者にとっても生活しやすい町になるよう精神障がい理解を促進していく。

#### 4. 職員の資質向上を目指して

当事者や福祉関係者の声を聞く講演会、権利擁護に関する研修、利用者等との関わり方に関する研修に積極的に参加し、研修内容を全職員で共有するための伝達研修を実施することで、職員の資質向上を目指す。

#### 5. 営業日・日課・年間予定ほか

	ブルーリボン	きらめき
(1)営業日	原則月曜日から金曜日	
(2)休日	原則土・日・祝日、8月13日～16日、12月29日～1月4日	
(3) サービス提供時間	原則開所日の9時～17時 (火曜日は19時、木曜日は18時まで)	原則開所日の10時～18時
(4)日課	9:00～開所・喫茶営業 10:00～コーヒー染め・プログラム 17:00～閉所(火曜日は19:00、木曜日は18:00閉所)	10:00～開所・プログラム 14:00～夕食会準備(週2回) 16:45～夕食会(週2回) 18:00～閉所
(5)年間予定	防災訓練、障害者施設歯科健診、連絡会、各種プログラム、地域住民との交流会	

# 事業計画書

## 平成31年度 指定就労継続支援B型事業所 サフラン

### 1. 事業運営基本計画

- (1)利用者が望む地域生活を実現できるよう、それぞれのニーズに沿った支援を行う。
- (2)利用者がサフランで継続して生産活動に取り組めるよう、環境を整える。
- (3)「人と人」「地域とサフラン」のつながりの輪を広げることで事業の目的を周知し、地域のコミュニティづくりの拠点となることを目指す。

### 2. 支援目標

- (1)利用者の事業利用目的を把握し、就労継続支援B型計画に基づいて多様なサービスや生産活動を提供する。
- (2)利用者が安心してサフランで働き続けることができるよう、一人ひとりの特性、意向に合わせて環境を整え、多種多様な生産活動を提供する。
- (3)就労のために必要な情報を提供し、希望があれば就労支援機関と速やかに連携する。また就職後、継続して就労できるよう利用者が相談や休息できる場を提供する。
- (4)利用者及び家族の相談に応じ、福祉医療サービス等他機関と連携することで、個人の意思、自主性が尊重された暮らしを地域で送れるよう支援する。
- (5)地域住民と利用者の交流の場をつくり、事業所の活動を知ってもらう機会とする。

### 3. 支援内容

#### (1)就労継続支援B型計画を作成

一人ひとりの利用者から十分に話を聞き、ニーズを把握する。利用者のニーズを基に就労継続支援B型計画を作成し、計画に沿った支援を提供する。

#### (2)生産活動（弁当の製造販売及び配達、自主製品製作販売、清掃やバザー等事業所外活動）

利用者が働くことや製品づくりについて学ぶ機会を作り、生産活動の中で自分の長所を発揮し、地域で自信と意欲をもって暮らしていけるよう支援する。

弁当づくりは利用者が作業を通して自分の力に自信をもち、目標をもって取り組んでいけるよう、調理スタッフと連携しながら技術向上への支援と作業への評価を行う。「地域に役立つ弁当屋」を目標に、多様な広報活動を展開する。

自主製品製作は商品としての品質向上に取り組むとともに、芸術の領域にも活動を広げ、利用者の新たな可能性を拓き自己表現の機会となるよう学びと発表の機会を確保する。

#### (3)生活支援

高齢者デイサービスやヘルパー、生活介護事業など、利用者のニーズに応じてサフラン以外の多様な福祉サービスを利用できるよう支援してきた。それらサービスを利用し始める時にはサフランがサービス機関との連絡調整を行ってきたが、ケアマネージャーや相談

支援事業所がその役割を担うようになってサフランの役割も連絡が主体となってきた。新たなニーズや利用しているサービスへの細かな相談に対応できるよう相談体制を維持するとともに、今後は利用者がより豊かな生活を送れるようサフラン内での活動を充実させる。

また休日の過ごし方の一つとして提供してきた休日開所(フリースペース)について、対象者や担当職員の体制など、そのあり方について検討を重ねて行く。

#### (4)就労支援

就労への希望を持つ利用者を対象に職場実習の機会を提供するため、障がい者支援交流センターあいほうぶ吹田での施設清掃作業を請け負う。またサフランを就労の場として利用する方が安心して働きステップアップできる場を提供することで、利用者に合った就労を保障していく。一般就労への希望を持つ利用者には就労支援機関の職員や利用者と交流する機会を作り、就労への道がいくつもあることを知っていただく。

#### (5)地域交流活動(青山台地区住民との交流、連絡会、サフラン総会の実施)

福祉事業所としての側面だけでなく、安心して食べることのできる弁当屋として地域に根付いていく。利用者と地域とをつなぐ役割を期待して地区福祉委員会との交流やボランティアの受け入れを積極的に行う。

#### (6)家族への支援

家族が思いを語り合える場、情報交換の場として、定期的に家族茶話会を開催する。利用者家族ばかりでなく精神障がい者を家族に持つ方を広く受け入れることで、当事者と家族の孤立を防ぎ必要な支援とつながれるよう努める。希望に応じて勉強会などを開催する。

#### (7)職員の資質向上のための取り組み

人権への意識や支援技術の向上を目指し、法人内外で実施される研修に積極的に参加し、伝達研修により他の職員に得た知識を周知する。また支援計画や日々の支援内容について内部で学習会を行い、利用者への理解を深めて、よりよいサービス提供に努める。

### 4. 年間予定

連絡会、家族茶話会、月1レク、防災学習会、食品衛生学習会、地区福祉委員との交流活動、バザー出店、第三者委員との懇談会、サフラン総会、展覧会、フリースペース、歯科検診、生産活動に係る利用者向け研修

# 事業計画書

平成31年度 相談支援事業 シード・トロイム・ムスカリ

## 1. 事業運営基本計画

- (1)障がい者が地域社会の中で、その人らしく暮らせるよう関係機関と連携を図り相談支援を実施する。
- (2)地域において障がい者を支えるネットワーク拡充のため、関係機関との連携強化、社会資源の改善、開発を推進する。
- (3)障がいのある児童が、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。
- (4)相談支援事業所の数および質の向上を図り、のぞみ福祉社会が目指す相談支援の在り方を実践していく。

## 2. 事業内容

### (1)指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(サービス等利用計画作成)

- ・利用者やその家族から相談を受け、アセスメントを実施し、利用者が思い描く地域生活の実現に向けプランニング(サービス等利用計画の作成)を行う。
- ・ヘルパー事業所や日中活動の事業所、教育機関などの利用が必要な場合は、利用申請や利用定着の支援を行う。
- ・相談の内容により、専門性の高い機関へつなげる。
- ・利用者の個性を把握し、障害福祉サービス事業者に対して「その人らしい暮らし」を支援できるように助言、調整を行う。

### (2)指定一般相談支援事業(地域移行…シードのみ)

- ・障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談及び支援を行う。

## 3. 計画相談支援拡充への取組み

- ・不足している計画相談支援の解消をすすめる。
- ・計画相談支援の契約総数を現在(平成 31 年 3 月)の 100 ケースから 4 割増にする。
- ・相談支援専門員の増員を計画的に行う。
- ・相談支援専門員をサポートする体制を整える。
- ・新たな委託相談(障がい者相談支援センター)と連携し、地域で福祉サービスと繋がっていない利用者に情報提供及び、福祉サービスの導入支援を行う。

## 4. その他

### (1)研修の実施

外部での研修と併せ、計画的に内部研修を実施し、職員全体のスキルアップを図り、より良い相談支援体制を目指す。また法人の内外を問わず計画相談支援の質の向上を目指し、吹田市障がい児者計画相談支援事業所連絡会に参画する。他の委託相談事業所と一緒に、相談支援専門員のニーズに基づいた研修会等を開催する。

## **(2)相談受付時間・休日**

### ○シード

- ・相談受付時間：月～金 10:00～18:00
- ・休日：土・日・祝日、その他、8月13日～8月16日および12月29日～1月4日

### ○トロイム

- ・相談受付時間：月～金 10:00～15:00
- ・休日：土・日・祝日、その他、8月13日～8月16日および12月29日～1月4日

### ○ムスカリ

- ・相談受付時間：月～金 10:00～17:00
- ・休日：土・日・祝日、その他、8月13日～8月16日および12月29日～1月4日



# 事業計画書

平成31年度 指定共同生活援助事業(介護サービス包括型) エスペランサ  
(住居名 エスペランサ(住居1) よつば荘(住居2) ピオラのぞみ(住居3)  
プレジールのぞみ(住居4) ピオラのぞみサテライト エスペランササテライト)

## 1. 事業運営基本計画

- (1)地域の一員として普通の生活を希望する利用者に、「住まい」としての役割を果たし、その人らしい生活を組み立てていく過程に関わることで、安心して生活できることを目的とした事業運営を目指す。
- (2)職員は関係機関との連携を深め、研修に積極的に参加し、障がい者の生活支援を学び、利用者の質の高い生活に資するよう努める。
- (3)関連する法律が様々に変化する中であっても、利用者の生活を守るため安定した運営を行う。

## 2. 支援目標

- (1)一人ひとりが個性や能力を十分に発揮して、主体的に生活できるよう、個々の生活目標に沿った適切な支援を行う。
- (2)利用者が日常生活を支障なく送れるよう、安全で快適な生活環境を整える。
- (3)利用者の生活状況を把握し、医療機関、関係機関と連携しながら、利用者の健康保持に努める。
- (4)利用者が単身での生活を希望する場合、円滑に移行できるよう支援する。
- (5)災害時の対策については日頃から利用者とともに考え、より実践的な訓練等を行う。
- (6)利用者が近隣住民との関係を良好に保てるよう努める。

## 3. 支援内容

### (1)共同生活援助計画の作成

利用者の意向を確認して共同生活援助計画を作成し、定期的な評価・見直しを行う。

### (2)生活に関する支援

共有スペースの清掃、設備・器具の維持管理、食事提供を行う。栄養に関するアドバイス、調理、買い物など、家事全般への幅広い相談に応じる。

### (3)相談支援

訪問による日々の相談、希望や状況に応じての通院時・入院時支援を行う。また日常生活に係る様々な情報の提供や、必要な社会資源とのコーディネートを行う。

### (4)入居者ミーティング

利用者同士の円滑な関係性の維持や快適な生活環境を整えるため、入居者ミーティングを定期的で開催する。希望があれば合同行事等にも取り組む。

#### (5)連絡会

活動方針や環境整備などについて意見を交換し、事業運営に生かしていくため、利用者や利用者家族、世話人、生活支援員、地域関係者などで構成される連絡会を定期的開催する。

#### (6)適切な支援体制の構築

職員間での連携を深め、法人内外での研修を通して支援の内容を検討し、職員全体の資質を向上させ、より良い支援体制を目指す。

#### (7)権利擁護

職員は適切な個人情報の取り扱いに努め、虐待事例などに学び、常に権利擁護についての意識を高める。利用者相互に持つ権利について一人ひとりが理解し、より良い関係を築いていけるよう支援する。

#### (8)地域との関係づくりと安全の確保

利用者が安心して生活できるよう、防災、防犯に努め、地域防災訓練、自治会活動等に積極的に参加する。また地域住民の理解を深めるための活動も行う。特に30年度は風害や地震などによる停電等実際に予期せぬことが起こり、新たに訓練の項目や災害用の備品を増やす必要も感じた。備品や備蓄食料を新しく購入するだけでなく、今あるものも使えるか、期限が来ていないかを定期的に確認し少しでも安心できるよう努める。

#### (9)健康管理

職員は利用者の同意を得て、検査結果や診断内容を把握できるよう努める。生活上配慮すべきことがある場合には、主治医や関係機関と相談、連携しながら支援する。

### 4. 利用者一人ひとりの生活に寄り添う

エスペランサ(住居 1)では、30 年度に 2 人が続けて手術や大病をされた。今まで以上に、一般科病院や地域包括支援センターなどと連携し、健康状態に合わせ適切に支援する。

ピオラのぞみ(住居 3)、および各サテライト住居においてはワンルームマンションを利用した個別性の高さを重視しながら、相談を中心として利用者の希望する生活の形が構築できるよう支援する。また、その時の必要度に応じて支援の量を増やせる体制を確保する。

プレジールのぞみ(住居 4)は、本人の個性や望む生活と、共同生活におけるお互いに守りたい事柄とルールに折り合いをつけられるよう支援する。

### 5. 年間行事予定

入居者ミーティング、家族連絡会…2か月に1回交互に行う 年12回以上(住居ごと)

防災訓練…年3回程度(独自訓練に加えマンション防災委員会、地区自治会等と連携)

防災ミーティング、机上訓練…年2回以上(入居者ミーティング時)

レクリエーション、季節行事など…入居者ミーティングで決定。住居毎だけではなく、合同レクリエーションも希望により行う。

食事会…行事食や旬のものを取り入れ彩りのある食生活を支援する。